

1 技術者在籍者数状況報告書

1 報告対象とする技術者の資格は、次表のとおりとする。

希望工種	区分	資格区分
土木一般	1級技術者	1級土木施工管理技士 ※注1
		1級建設機械施工技士 ※注1
		技術士（建設・総合技術監理、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理、農業「農業土木」・総合技術監理、水産「水産土木」・総合技術監理、林業「森林土木」・総合技術監理）
		建設業法第15条第2号ハ該当 ※注2
建築一般	1級技術者	1級建築施工管理技士 ※注1
		1級建築士
		建設業法第15条第2号ハ該当 ※注2
管工事	1級技術者	1級管工事施工管理技士 ※注1
		技術士（機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」・総合技術監理、水道・総合技術監理、水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理、衛生工学・総合技術監理、衛生工学「廃棄物処理」又は「汚物処理」・総合技術監理）
		建設業法第15条第2号ハ該当 ※注2
	1級技能士	配管・配管工（1級） ※注3
電気工事	1級技術者	1級電気工事施工管理技士 ※注1
		技術士（建設・総合技術監理、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理、電気・電子・総合技術監理）
		建設業法第15条第2号ハ該当 ※注2
	第1種電気工事士	第1種電気工事士
造園工事	1級技術者	1級造園工事施工管理技士 ※注1
		技術士（建設・総合技術監理、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理、林業「林業」・総合技術監理、林業「森林土木」・総合技術監理）
		建設業法第15条第2号ハ該当 ※注2
	1級技能士	造園

※注1) 建設業法に基づく技術検定試験合格者は、本照会においては、合格証明書がまだ届いてなくても、合格通知（通知後6か月以内のものに限る。）で技術者として認めます。

ただし、入札参加者資格者台帳には合格通知で記載できませんので、証明書発行後に「鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（技術職員）様式第15号」を提出してください。

※注2) 建設業法第15条第2号において、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有している者と認定した者

※注3) 職業能力開発促進法第44条による技術検定のうち、検定職種を1級の配管（プラント配管作業を選択科目とするものを除く。）とするものに合格した者

2 「基準日」

「基準日」は、令和7年3月1日とする。

3 報告事項

(1) 様式第1号は、「基準日」に在籍する1級技術者の人数を記入すること。

ア 土木一般及び建築一般

それぞれの1級技術者の人数。

イ 管工事

1級技術者、1級配管技能士の人数。

ウ 電気工事

1級技術者及び第1種電気工事士の人数。

エ 造園工事

1級技術者、1級造園技能士の人数。

(2) 様式第2号は、「基準日」に在籍する土木一般に係る1級技術者のうち、次に掲げる基準を全て満たす者の状況を記入すること。

ア 「基準日」において、雇用後6ヶ月経過している者であること。

イ 過去5年以内に元請けとして受注し、「基準日」までに完成・引き渡しを行った公共工事において、現場代理人、主任技術者、又は監理技術者として現場に従事した経験を有する者。

4 報告書の記入要領等

(1) 様式第1号

ア 記入要領

(ア) 希望工種、資格名ごとに在籍する技術者の人数を記入すること。ただし、土木一般の技術者数は代表者以外の人数を記入すること。

(注) 代表者とは、法人にあっては代表取締役社長、個人にあっては事業主等であり、建設業許可申請上の代表者となっている者。

(イ) 1人の者が1級技術者、1級技能士又は第1種電気工事士等の資格を複数有する場合は、それぞれの資格区分に重複して記載してよい。

(2) 様式第1号の添付資料

ア 入札参加資格者台帳

出力日時時点で県の入札参加資格者の技術職員として登録している一覧を送付するので、台帳の記載に誤りが無いか確認すること。

○記載されている技術者がいない場合…該当者欄に見え消し線を引いてください。

○記載されている技術者の資格が変更になった場合…有資格区分欄に資格コードを朱書きしてください。また、その資格者証を添付ください。

○技術者が追加になっている場合…技術者追加調書を添付ください。

全ての修正が終わった段階で台帳の余白欄に確認者のサインを記入してください。

イ 技術者追加調書（技術者の追加が有る場合のみ添付すること）

同封されていた入札参加資格者台帳に新たに技術者を追加する必要がある場合に、技術者情報を記入すること。また、記入の際は調書の備考欄に記載されている事項に注意して記入すること。

【注意事項】

○今回の技術者状況報告により報告された技術者（削除・追加・資格変更）については、鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（技術職員）様式第15号（以下「変更届」という。）の提出は不要です。

- 令和7年3月1日以降に技術者の変更（削除・追加・資格変更）が有る場合は、変更届を管轄総合事務所（又は県土整備事務所）建設総務課へ御提出ください。
- また、入札参加資格者台帳が同封されていない業者（令和6年に県入札参加資格がない者）にあつては技術者追加調書のみを提出下さい。
- なお、登録基幹技能者の資格については報告不要です。

(3) 様式第2号 「土木一般に係る1級技術者の工事实績」

ア 記入要領

- (ア) 土木一般を申請している者のうち、令和5・6年度鳥取県建設工事入札参加資格において土木一般のA又はB級の資格を有する者かつ、土木一般の1級技術者を「基準日」において、代表者を除き4名以上有する者が記入すること。
- (イ) 様式第2号に記載した土木一般の1級技術者のうち3名以上について工事实績を記入すること。（4名を限度とする。）
- (ウ) 代表者は、工事实績を有する土木一般の1級技術者に含めないこと。
- (エ) 工事实績については、以下に掲げる条件を満たす工事を対象とし、直近のもの1件を記入すること。
 - a 国、地方公共団体（県、市町村、境港管理組合等）、法人税法で別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）を発注者とする建設工事であること。
 - b 令和2年3月2日以降に工事が完成し、検査が終了し引き渡し令和7年3月1日までに完了しているもの。

イ 添付資料

- (ア) 様式第2号に記載した者が工事に従事した経験を有することを証するものとして、工事ごとに次のいずれかの書類（aから優先し、aがない場合にはb、bがない場合にはcを添付すること。）
 - a 従事した職員がCORINSに登録した工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者である場合は工事カルテ
 - b 従事した職員がCORINSに登録していない工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者である場合は、当該工事の請負契約書の写し及び発注者に提出した現場代理人又は主任技術者（監理技術者）の選任に係る通知書の写し
 - c 当該工事に従事していたことを証するその他の書類（当該発注者の証明書等）

5 留意事項

令和7・8年度に認定される鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱に基づく格付認定後に、今回報告した内容について以下の状況に該当することとなった場合は、変更届又は任意の様式により速やかに県土総務課へ報告すること。

(1) 土木一般 A級の場合

- ア 1級技術者の在籍人数が代表者を除き3名以下となった場合
- イ 1級技術者が代表者となり、代表者以外の1級技術者の在籍人数が3名以下となった場合
- ウ 雇用後6ヶ月以上経過し、かつ公共工事で5年以内に元請けとして受注した工事において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として現場に従事した経験を有する1級技術者の在籍人数が2名以下となった場合
- エ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を取り消した場合

(2) 土木一般 B級の場合

- ア 1級技術者の在籍者がいなくなった場合

- (3) 建築一般 A 級の場合
 - ア 1 級技術者の在籍人数が 2 名以下となった場合
 - イ 建築工事業について、建設業法第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可を取り消した場合
- (4) 建築一般 B 級の場合
 - ア 1 級技術者の在籍者がいなくなった場合
- (5) 管工事 A 級の場合
 - ア 1 級技術者の在籍人数が 1 名以下となった場合
 - イ 1 級配管技能士の在籍人数が 1 名以下となった場合
- (6) 管工事 B 級の場合
 - ア 1 級技術者の在籍者がいなくなった場合
 - イ 1 級配管技能士の在籍者がいなくなった場合
- (7) 電気工事 A 級の場合
 - ア 1 級技術者の在籍人数が 2 名以下となった場合
 - イ 第 1 種電気工事士の在籍人数が 1 名以下となった場合
- (8) 電気工事 B 級の場合
 - ア 1 級技術者の在籍者がいなくなった場合
 - イ 第 1 種電気工事士の在籍者がいなくなった場合
- (9) 造園工事 A 級の場合
 - ア 1 級技術者の在籍者がいなくなった場合
 - イ 1 級技能士（造園）の在籍人数が 1 名以下となった場合
- (10) (1) から (9) に掲げるもののほか、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。）別表第 3 に定めるそれぞれの格付等級の条件を満たさなくなった場合